

第8回守口市子ども・子育て会議認可部会

開催日時	令和8年2月26日（木）午後1時00分～午後1時58分																				
開催場所	守口市役所4階 行政会議室																				
案 件	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題 <small>小規模保育事業所の認可について</small> <small>乳児等通園支援事業に関する施設の認可について</small></p> <p>(3) 閉会</p>																				
出席者	<p>○出席委員（4名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">久保田 健一郎</td> <td style="width: 50%;">森 滝子</td> </tr> <tr> <td>田中 博美</td> <td>渡辺 俊太郎</td> </tr> </table> <p>○事務局（8名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">こども部 次長兼子育て支援政策課 課長</td> <td style="width: 50%;">西川</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課 課長代理</td> <td>津田</td> </tr> <tr> <td>こども施設課 課長</td> <td>木南</td> </tr> <tr> <td>こども施設課 課長代理</td> <td>望月</td> </tr> <tr> <td>こども施設課 主任</td> <td>森</td> </tr> <tr> <td>こども施設課</td> <td>小里</td> </tr> <tr> <td>こども施設課</td> <td>松宮</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課</td> <td>前田</td> </tr> </table>	久保田 健一郎	森 滝子	田中 博美	渡辺 俊太郎	こども部 次長兼子育て支援政策課 課長	西川	子育て支援政策課 課長代理	津田	こども施設課 課長	木南	こども施設課 課長代理	望月	こども施設課 主任	森	こども施設課	小里	こども施設課	松宮	子育て支援政策課	前田
久保田 健一郎	森 滝子																				
田中 博美	渡辺 俊太郎																				
こども部 次長兼子育て支援政策課 課長	西川																				
子育て支援政策課 課長代理	津田																				
こども施設課 課長	木南																				
こども施設課 課長代理	望月																				
こども施設課 主任	森																				
こども施設課	小里																				
こども施設課	松宮																				
子育て支援政策課	前田																				

○久保田部会長　それでは定刻になりましたので、第8回認可部会を開催させていただきます。

会議に入ります前に、本部会の傍聴について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（前田）　事務局より説明いたします。

当部会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、「守口市子ども・子育て会議運営要領」及び「守口市子ども・子育て会議傍聴要領」を準用することとします。

なお、本会議においては、議事録を全文筆記にて事務局で作成することを予定しているため、当部会はレコーダーで内容を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○久保田部会長　では次に、当認可部会の位置づけについて、説明をお願いします。

○事務局（前田）　事務局より説明いたします。保育所の設置の認可を行おうとするときは、児童福祉法の規定により、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないことが定められております。児童福祉法に規定されている児童福祉審議会の役割を担う会議として、本市は「守口市子ども・子育て会議」を条例により設置しておりますが、より専門的な見地により、家庭的保育事業等の認可に係る調査・審議を行うことができるよう、「守口市子ども・子育て会議認可部会」を設置しております。

今般、市において、乳児等通園支援事業者を募集し、応募があった事業所について選定を行いました。当該事業者が設置する施設の認可に当たり、委員の皆様からの意見を聴取させていただくため、当認可部会を開催させていただいたものです。後ほど、事業者に関して事務局から説明させていただきますが、認可部会委員の皆様には、小規模保育事業の運営主体の変更に係る認可及び乳児等通園支援事業の設置を予定している事業所の事業内容等について、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田部会長　それでは、本日の出席委員数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局（前田）　本日の出席委員は、定数5名中4名でございます。なお、柏木委員につきましては、本日欠席の連絡を受けております。

○久保田部会長　ただいま事務局から報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので会議は成立しております。

それでは次に、本日出席いただいている委員の皆様のお名前を順番にお呼びしますので、一言ずつお願いしたいと思います。

では、渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員　大阪総合保育大学の渡辺です。本日もよろしくお願いいたします。

○久保田部会長　森委員、お願いします。

○森委員　民生委員代表で来させてもらっております。森と申します。よろしくお願いいたします。

○久保田部会長　次に、田中委員、お願いします。

○田中委員　にじいろ認定こども園の園長、田中です。よろしくお願いいたします。

○久保田部会長　ありがとうございます。

続きまして、事務局から事務局の職員を紹介していただきます。お願いします。

○事務局（前田）　それでは、事務局の紹介をさせていただきます。事務局の紹介については、役職と氏名の読み上げをさせていただきます。

こども部次長兼子育て支援政策課長の西川でございます。

○事務局（西川）　西川でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　子育て支援政策課課長代理の津田でございます。

○事務局（津田）　津田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　こども施設課長の木南でございます。

○事務局（木南）　木南でございます。よろしくお願いいたします。

- 事務局（前田） こども施設課長代理の望月でございます。
- 事務局（望月） 望月です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（前田） こども施設課主任の森でございます。
- 事務局（森） 森でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（前田） こども施設課の小里でございます。
- 事務局（小里） 小里です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（前田） こども施設課の松宮でございます。
- 事務局（松宮） 松宮です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（前田） 改めまして、私、子育て支援政策課の前田でございます。よろしくお願いいたします。

○久保田部会長 ありがとうございます。

次に、本日の配付資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（前田） それでは、本日の会議資料についてご説明いたします。

まず、資料①第8回守口市子ども・子育て会議認可部会の次第。

次に、資料②認可予定の地域型保育事業に関する概要。

次に、資料3-1・3-2、家庭的保育事業等に関する認可申請書一式。

次に、資料4、認可予定の乳児等通園支援事業に関する概要。

次に、資料5-1から5-5までの乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書一式。

次に、参考資料①守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準。

最後に、参考資料②守口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準でございます。

○久保田部会長 ありがとうございます。ちょっと分厚いので確認までだと思いますけど、資料大丈夫でしょうか。

大丈夫ですので、それでは不足がないようですので、早速本日の議題に入らせていただきます。

本日の議題は、次第に記載してますとおり、「小規模保育施設の認可について」及び「乳児等通園支援事業に関する施設の認可について」でございます。

それでは議題に移る前に、会議の運営の確認について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（前田） それでは、会議の運営についてご説明申し上げます。

当部会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、「守口市子ども・子育て会議の運営要領」及び「守口市子ども・子育て会議傍聴要領」を準用することとなります。

守口市子ども・子育て会議運営要領第2条には、①個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別し得る内容について審議する場合、または②子育て会議を公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、会議を非公開とすることができることとなっております。そのため、審議内容に個人情報などが含まれている場合における会議の公開の取扱い等につきましては、この部会で個々の事案ごとに取扱いを決めていただきたいと思いますと考えております。

事務局としましては、本日の2つの議題「小規模保育事業者の認可」、「乳児等通園支援事業に関する施設の認可」について、事務局からの説明部分に関しては、公開することで公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあるとまで言えないため、公開するものと考えています。

一方で、具体的にご審議をお願いする部分については、①認可申請の申請者や実際に保育に従事する者などの個人情報をはじめ、特定の個人を識別し得る内容が含まれていることに加えて、②認可申請をされた法人の事業情報などが含まれており、それを公開することで公正かつ中立な審議に支障を及ぼす

おそれがあることから、守口市子ども・子育て会議運営要領第2条第1項の規定により、会議を非公開とすることが適当であると考えております。

なお、議事録の取扱いでございますが、会議の一部非公開が決定された場合は、当該非公開部分については議事録も非公開となります。

議題の審議に入る前に、以上のことをご決定いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。
○久保田部会長　ありがとうございます。事務局より全体的な概要説明のところは公開でも大丈夫ですが、個別の審議内容になりますと、個人情報、個人の名前とか、あとは事業者のかなりの情報が入ってしまっていますので、そういう情報が入ってしまうということで非公開が適当であるという説明がありました。今回の認可に関して、各委員に具体的にご審議していただく部分については、法人の事業情報に加え、管理者や保育従事者などの個人情報が含まれていることから、事務局の説明どおり非公開とすることが適当かと思いますが、委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

(異議なし)

○久保田部会長　はい。ということで異議はないということになりますので、この後の議題、「小規模保育事業所認可」、「乳児等通園支援事業に関する施設の認可」については、具体的な審議部分については非公開とすることにします。

審議の進め方としては、事務局から議題について施設の概要の説明を受けて、その後具体的な審議部分だけ非公開というふうにしたいと思います。

それでは、「小規模保育事業所の認可について」の議題に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設課）　それでは、議題「小規模保育事業所の認可」について、ご説明申し上げます。

株式会社チックアンドヘンが本市内で運営する「大日保育園第一」と「大日保育園第二」の2事業所につきましては、平成30年10月に小規模保育事業として認可し、これまで継続して同法人が運営を行ってきました。今般、株式会社チックアンドヘンより、これら2事業所の運営主体の変更について相談がありました。児童福祉法第34条の15の規定により、国・都道府県及び市町村以外の者が小規模保育事業を行うためには市町村長の認可を得る必要があるため、新たな運営主体と本市で事前協議を行った上で、今回の認可に係る申請がありました。

変更前後の法人の代表者は同一人物であり、事業所で勤務する職員についても、雇用主体が株式会社から特定非営利活動法人へ変更となるのみで、引き続き在籍する予定でございます。

各事業所の概要について、ご説明申し上げます。

資料2「認可予定の地域型保育事業に関する概要」をご覧ください。これは、今回認可申請のあった小規模保育事業に関する概要をまとめたものでございます。

1件目ですが、事業所名は「大日保育園第一」で、エリアは東部エリアです。設置主体及び施設の所在地は、記載のとおりです。認可定員は19人、開所時間は8時から19時までの11時間で、延長保育時間については7時から8時及び19時から20時でございます。保育従事者の人数は常勤換算した値で10.4人です。給食は自園調理、保育室設置階は2階、事業所専有延床面積は273.93平方メートル、保育室等の面積は127.90平方メートル、園庭はなく代替として近隣の公園を利用されます。

以上が「大日保育園第一」の概要となります。

続きまして、2件目ですが、事業所名は「大日保育園第二」です。1件目と同一建物の上階でございます。設置主体及び施設の所在地は、記載のとおりです。認可定員は19人、開所時間は8時から19時までの11時間で、延長保育時間については7時から8時及び19時から20時でございます。給食は、同一建物の2階で運営している小規模保育事業所からの搬入です。保育従事者の人数は常勤換算し

た値で8.4人です。保育室設置階は3階、事業所専有延床面積は273.93平方メートル、保育室等の面積は130.80平方メートル、園庭はなく代替として近隣の公園を利用されます。

以上が、「大日保育園第二」の概要となります。

いずれの事業につきましても、運営主体の変更のため新たに認可を行おうとするものであり、事業所の定員や設備に令和7年度から変更はございません。

誠に簡単な説明ではございますが、以上となります。よろしくお願いいたします。

○久保田部会長　　どうもありがとうございました。今説明していただきましたので、ここからは具体的な審議に入りますので非公開といたします。一旦会議は休憩といたします。

【非公開部分】

○久保田会長　　それでは再開します。

では、事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設課）　　それでは、議題2「乳児等通園支援事業の認可について」、ご説明申し上げます。

0から2歳児の未就園児を持つ子育て家庭には、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている保護者があり、そうした保護者への支援の強化が求められています。こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、国において「こども誰でも通園制度」が創設されることとなりました。

この制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるものとして、児童福祉法において「乳児等通園支援事業」が規定されるとともに、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定されました。令和8年度の制度の本格実施により、全国どの自治体でも共通で実施することとなり、また給付制度となることで一定の権利性が生じることにより、管内の対象のこどもが利用できるよう提供体制を整備する必要があります。

乳児等通園支援事業は市の認可事業です。今般、令和8年4月から事業を開始するとして申請のあったものが3件、同年7月から事業を開始するとして申請があったもの2件について、認可を行うに当たりご意見をお伺いするものです。

それでは、各事業者の概要についてご説明申し上げます。

資料4「認可予定の乳児等通園支援事業に関する概要」をご覧ください。これは、今回認可申請のあった乳児等通園支援事業に関する概要をまとめたものでございます。

1件目ですが、事業所名称は「幼稚園型認定こども園 守口東幼稚園 まこと保育園」です。設置主体及び施設の所在地は、記載のとおりです。事業の区分は一般型乳児等通園支援事業で、実施方法は定期利用です。受入れ年齢は0歳6か月から満3歳まで、認可に係る定員は9人です。提供日及び時間は、記載のとおりです。保育室設置階は2階、保育室等の面積は29.91平方メートル、食事の提供はありません。1時間当たりの利用料は300円です。事業開始予定日は、令和8年4月1日です。

以上が、「幼稚園型認定こども園 守口東幼稚園 まこと保育園」の概要となります。

続きまして、2件目ですが、事業所名称は「北てらかた森のこども園 こりすルーム」です。設置主体及び施設の所在地は、記載のとおりです。事業の区分は一般型乳児等通園支援事業で、実施方法は定期

利用です。受入れ年齢は0歳6か月から満3歳まで、認可に係る定員は3人です。提供日及び時間は、記載のとおりです。保育室設置階は1階及び2階、保育室等の面積は8.58平方メートル、食事の提供があります。1時間当たりの利用料は300円です。事業開始予定日は、令和8年4月1日です。

以上が、「北てらかた森のこども園 こりすルーム」の概要となります。

3件目です。事業所名称は「手をつなごう あおき保育園もりぐち」です。設置主体及び施設の所在地は、記載のとおりです。事業の区分は一般型乳児等通園支援事業で、実施方法は定期利用です。受入れ年齢は0歳6か月から満3歳まで、認可に係る定員は1人です。提供日及び時間は、記載のとおりです。保育室設置階は1階、保育室等の面積は3.36平方メートル、食事の提供があります。1時間当たりの利用料は300円です。事業開始予定日は、令和8年4月1日です。

以上が、「手をつなごう あおき保育園もりぐち」の概要となります。

4件目です。事業所名称は「社会福祉法人白鳩会 白鳩チルドレンセンター八雲中」です。設置主体及び施設の所在地は、記載のとおりです。事業の区分は一般型乳児等通園支援事業で、実施方法は定期利用です。受入れ年齢は0歳6か月から満3歳まで、認可に係る定員は1人です。提供日及び時間は、記載のとおりです。保育室設置階は1階、保育室等の面積は5平方メートル、食事の提供があります。1時間当たりの利用料は300円です。事業開始予定日は、令和8年7月1日です。

以上が、「社会福祉法人白鳩会 白鳩チルドレンセンター八雲中」の概要となります。

5件目です。事業所名称は「社会福祉法人白鳩会 ゆずり葉こども園」です。設置主体及び施設の所在地は、記載のとおりです。事業の区分は一般型乳児等通園支援事業で、実施方法は定期利用です。受入れ年齢は0歳6か月から満3歳まで、認可に係る定員は1人です。提供日及び時間は、記載のとおりです。保育室設置階は1階、保育室等の面積は3.3平方メートル、食事の提供があります。1時間当たりの利用料は300円です。事業開始予定日は、令和8年7月1日です。

以上が、「社会福祉法人白鳩会 ゆずり葉こども園」の概要となります。

誠に簡単な説明ではございますが、以上となります。よろしくお願いたします。

○久保田部会長 ありがとうございます。

では、一旦これで休憩に入らせていただきます。

【非公開部分】

○久保田部会長 それでは、会議を再開いたします。

審議の結果、市が認可を予定している小規模保育事業所2園、乳児等通園支援事業5園について、いずれも設備運営基準上の問題はありませんでした。

個々の園に対する認可部会の意見としては、まず、特定非営利活動法人和音が運営を予定している「大日保育園第一・第二」については、特に意見はなし。学校法人守口東学園が一般型乳児等通園支援事業で運営を予定している「幼保連携型認定こども園 守口東幼稚園 まこと保育園」についても、特に意見なし。社会福祉法人和修会が一般型乳児等通園支援事業で運営を予定している「北てらかた森のこども園 こりすルーム」も意見なし。一般社団法人Hold Hands Group KBが一般型乳児等通園支援事業で運営を予定している「手をつなごう あおき保育園もりぐち」に関しては、収支計画を提出するようというふうに意見をつけさせていただきます。また、社会福祉法人白鳩会が一般型乳児等通園支援事業で運営を予定している「白鳩チルドレンセンター八雲中」についても意見なし。社会福祉法人白鳩会が一般型乳児等通園支援事業で運営を予定している「ゆずり葉こども園」についても意

見なしということにさせていただきます。

また、新規の概要及び認可部会としての意見につきましては、次回の「子ども・子育て会議」で事務局から報告していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、事務局から連絡事項があります。

○事務局（前田） 委員の皆様には、お忙しい中、会議にご参加いただき、また貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

会長からお話のあった本認可部会の意見については、来週3月6日金曜日16時から開催の「第48回子ども・子育て会議」において報告させていただきます。

次に、本会議の議事録についてでございますが、本会議終了後、議事録を全文筆記にて事務局で作成し、その議事録については委員の方2名にご確認いただき、署名をいただいた上で最終決定することとしております。2名の署名委員につきましては、毎回輪番とさせていただいており、欠席者は飛ばして名簿順に回していくこととさせていただいております。今回は、森委員と田中委員の2名とする予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○久保田部会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から連絡があったように、3月6日に「子ども・子育て会議」を開催いたしますので、各委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

また、本日の会議録の署名委員は、森委員と田中委員にお願いします。

それでは皆さん、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉会 午後1時58分